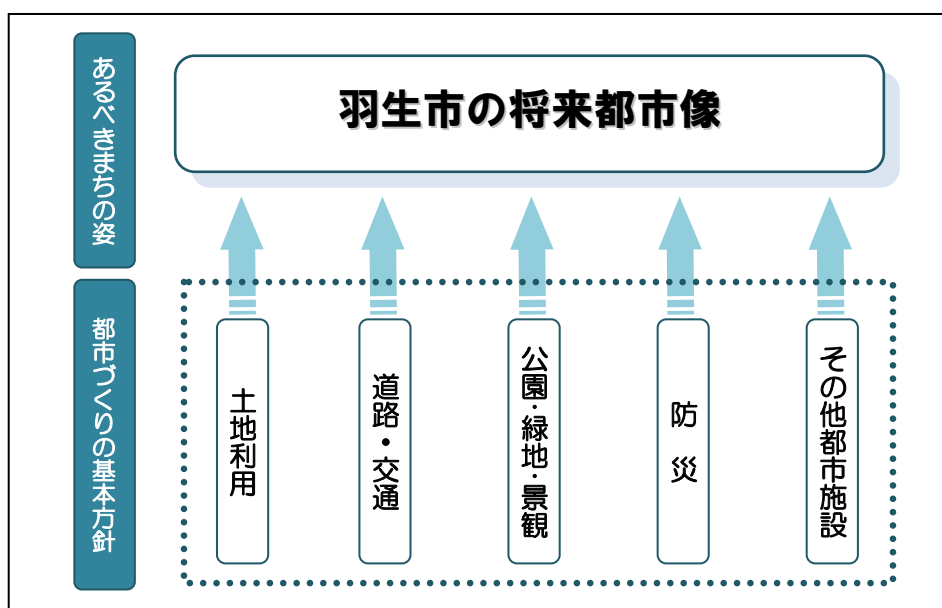


# I. 都市計画マスタープランとは

## 1 都市計画マスタープランの策定の目的

羽生市都市計画マスタープランは、羽生市の現在の状況やまちづくりの課題、市民意向などを踏まえて、都市及び地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すことを目的としたプランです。



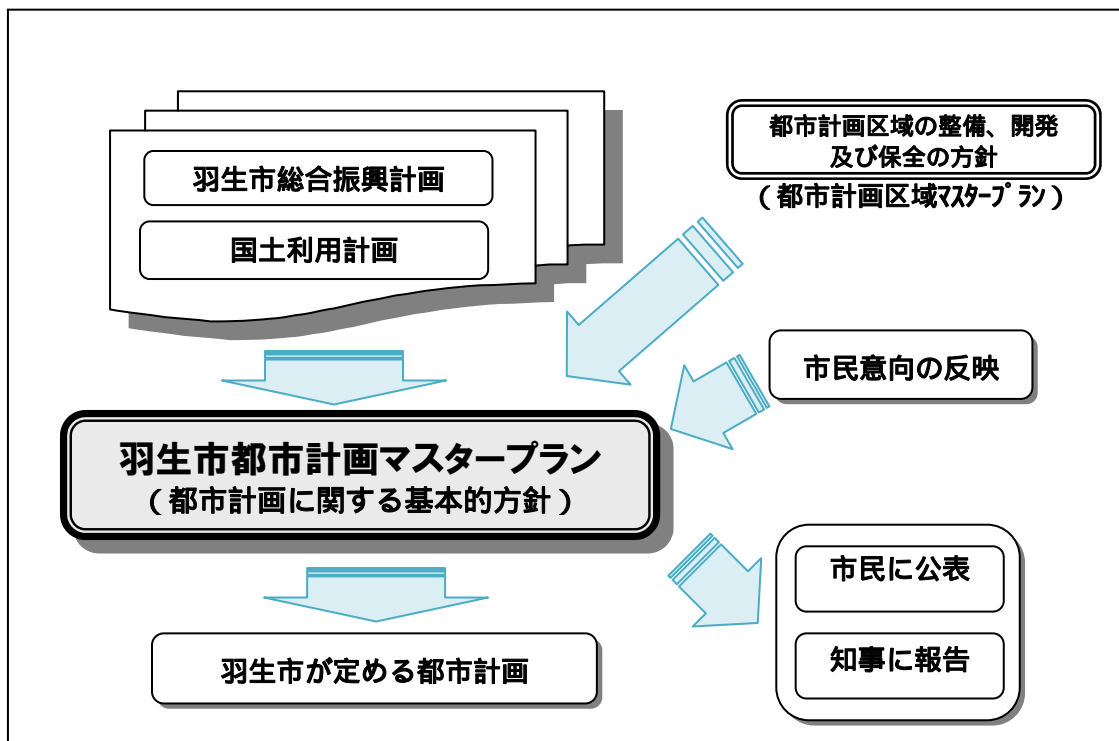
## 2 計画の位置づけ・構成

### (1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、平成4年改正の都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものであり、「総合振興計画」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針<sup>\*</sup>」の内容に即して定められます。

これは、羽生市における個別の都市計画を定めるにあたり、相互の整合性や総合性を確保する役割を果たすものであり、また、市民意向を反映することで、市民の都市計画への理解を深める手段となります。

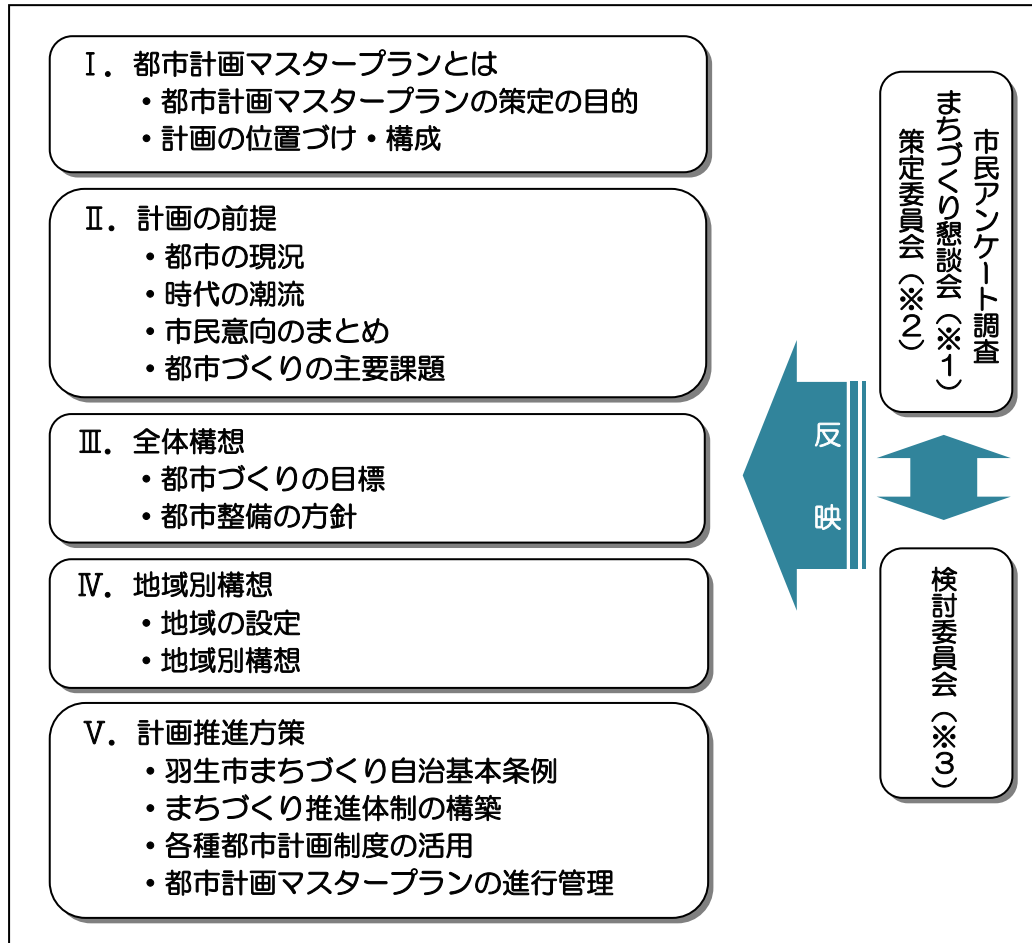
<sup>\*</sup>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（＝都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が策定するものです。



## (2) 都市計画マスタープランの構成

羽生市都市計画マスタープランは、羽生市全体の都市づくりを示す全体構想と各地域のまちづくりの方針を示す地域別構想、そして、導き出された方針を推進するための検討を行う計画推進方策により構成されます。

また、羽生市都市計画マスタープランでは、市民アンケート調査、まちづくり懇談会、策定委員会等により、市民意向の反映を図ります。



### ※1 【まちづくり懇談会】

各地区代表者により構成され、ワークショップ形式により、「地域の良い点・改善すべき点」「重点的に取り組むべき内容」「市民と行政の役割分担」といったテーマで検討している。

### ※2 【策定委員会】

識見者、各種団体代表者、公募による市民（まちづくり懇談会の代表者）、市職員により構成され、検討委員会での検討結果に基づいて審議するとともに、都市計画マスタープランの案を作成し、市長へ報告する。

### ※3 【検討委員会】

庁内関係課により構成され、関係課の計画・事業内容などとの整合を図るとともに総合化することにより、都市計画決定・変更の拠りどころとなる都市計画マスタープランの素案を作成し、策定委員会へ提案する。

### (3) 都市計画マスタープランの目標年次と管理

羽生市都市計画マスタープランは基準年次を平成24年とし、目標年次は20年後の平成44年とします。

また、計画期間となる20年の間には、社会情勢の変化や都市計画法等を含めた関連法制度の新設・変更なども予想されることから、必要に応じ見直しを行うこととしております。

